

小坂都市計画道路の変更（小坂町決定）

都市計画道路中 3・4・5 号大館鉛山線ほか 4 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経由地	延長 (m)	構造 形式	車線 数	幅員 (m)	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹線街路	3・4・5	大館 鉛山線	小坂町 小坂字 上前田	小坂町 小坂鉦 山字尾 樽部	小坂町 小坂字 赤神	1,580	地表 式	—	16	幹線街路 との 平面交差 1 箇所	
	3・5・2	向陽線	小坂町 小坂字 上田表	小坂町 小坂鉦 山字古 館	小坂町 小坂鉦 山字渡 ノ羽	890	地表 式	2	12	幹線街路 との 平面交差 2 箇所	
	3・5・3	永楽町線	小坂町 小坂鉦 山字古 館	小坂町 小坂鉦 山字尾 樽部	小坂町 小坂鉦 山字古 館	470	地表 式	2	12	幹線街路 との 平面交差 2 箇所	

3・5・4 号 新町山崎線、7・6・1 号 苦竹岩沢線については廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本町の都市計画道路は、昭和 30 年代の都市計画の決定以来、大きな見直しを行っておらず、長期にわたり未着手となっている路線や区間も存在しており、その間、補完する別な幹線道路が供用されたりしている。未着手都市計画道路では、建物に対する一定の制限（都市計画法第 53 条）も課せられている。

これらを令和 6 年 3 月に公表した小坂町都市計画マスタープランをもとに現状と将来計画を見据えた見直し行うものである。

変更理由書

(1) 3・4・5号 大館鉛山線

L=2,270m W=16m (見直し前) → L=1,580m W=16m

本路線のうち今回の未整備区間は、十和田湖観光ルートである樹海ライン（主要地方道十和田湖線）の一部であったが、平成18年に県道2号線（樹海ライン）バイパスが完成したことにより、町道として移管を受けており、併せて代替機能が補完されたため、整備の必要性が少なくなったことから、計画路線を見直すもの。

(2) 3・5・2号 向陽線

L=890m W=12m (見直し前) → L=890m W=12m

向陽線は、昭和38年に当初決定後、昭和60年に交通安全を考慮し、歩道の拡充と沿道の施設計画に合わせて昭和60年に線形変更した。その後、交差している幹線道路の改良が行われたことにより、構造における車線数と地表式の区間における鉄道等との交差の構造について追加で決定するもの。起終点に変更はない。

(3) 3・5・3号 永楽町線

L=790m W=12m (見直し前) → L=470m W=12m

永楽町線は、昭和38年の当初決定後、昭和51年に交通網拡充の整備構想に伴い、大館鉛山線及び苦竹岩沢線への接続する為の変更をした。しかし、約50年の間に、町中心部は国道282号沿線へと変化し、未整備区間である大館鉛山線への接続部及び苦竹岩沢線への接続部の交通需要は著しく少なくなった為、整備の必要性を考慮し、計画路線を見直すもの。

(4) 3・5・4号 新町山崎線

L=1,160m W=12m (見直し前) → 計画廃止

昭和38年の当初決定から全区間未整備となっており、秋田県都市計画道路見直しガイドライン（案）のカルテ評価において代替路線があり、新たな土地誘導の必要性が少なく、木造住宅密集地域ではなく、消防活動困難区域にないことなどを踏まえて、並行する現道（W=6m）があり、整備による家屋補償が多くなることから、都市計画道路としての位置づけが不要と判断されるため、計画路線を廃止するもの。

(5) 7・6・1号 苦竹岩沢線

L=2,150m W=8m (見直し前) → 計画廃止

昭和38年の当初決定から全区間未整備となっており、秋田県都市計画道路見直しガイドライン（案）のカルテ評価において代替路線があり、新たな土地誘導の必要性が少なく、木造住宅密集地域ではなく、消防活動困難区域にないことなどを踏まえて、並行する現道（W=4.5m）があり、整備による家屋補償が多くなることから、都市計画道路としての位置づけが不要と判断されるため、計画路線を廃止するもの。

小坂都市計画道路の変更（小坂町決定）新旧対照表

【変更前】

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経由地	延長 (m)	構造 形式	車線 数	幅員 (m)	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹線街路	3・4・5	大館 鉛山線	小坂町 小坂字 中前田	小坂町 小坂鉦 山字尾 樽部	小坂町 小坂鉦 山字尾 樽部	2,270	地表 式	—	16	小坂鉄道 小坂線と 平面交差 1箇所 幹線街路 と 平面交差 1箇所	
	3・5・2	向陽線	小坂町 小坂字 上田表	小坂町 小坂鉦 山字古 館	小坂町 小坂鉦 山字渡 の羽	890	地表 式	—	12		
	3・5・3	永楽町線	小坂町 小坂鉦 山字古 館	小坂町 小坂鉦 山字古 館	小坂町 小坂鉦 山字古 館	790	地表 式	—	12		
	3・5・4	新町 山崎線	小坂町 小坂鉦 山字松 の下	小坂町 小坂字 大稲坪	小坂町 小坂字 岩ノ下	1,160	地表 式	—	12		
	7・6・1	苦竹 岩沢線	小坂町 小坂字 上田表	小坂町 小坂字 大稲坪	小坂町 小 坂 字 中前田	2,150	地表 式	—	8		

【変更後】

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経由地	延長 (m)	構造 形式	車線 数	幅員 (m)	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹線街路	3・4・5	大館 鉛山線	小坂町 小坂字 上前田	小坂町 小坂鉦 山字尾 樽部	小坂町 小坂字 赤神	1,580	地表 式	—	16	幹線街路 との 平面交差 1箇所	
	3・5・2	向陽線	小坂町 小坂字 上田表	小坂町 小坂鉦 山字古 館	小坂町 小坂鉦 山字渡 ノ羽	890	地表 式	2	12	幹線街路 との 平面交差 2箇所	
	3・5・3	永楽町線	小坂町 小坂鉦 山字古 館	小坂町 小坂鉦 山字尾 樽部	小坂町 小坂鉦 山字古 館	470	地表 式	2	12	幹線街路 との 平面交差 2箇所	
	3・5・4	新町 山崎線	小坂町 小坂鉦 山字松 の下	小坂町 小坂字 大稲坪	小坂町 小坂字 岩ノ下	1,160	地表 式	—	12		廃止
	7・6・1	苦竹 岩沢線	小坂町 小坂字 上田表	小坂町 小坂字 大稲坪	小坂町 小坂字 中前田	2,150	地表 式	—	8		廃止

都市計画の策定の経緯の概要

小坂都市計画道路の変更

事項	時期	備考
第 19 条 3 項県知事 下協議	令和 6 年 7 月 2 日 令和 7 年 2 月 4 日	都市計画道路 都市計画用途地域
住民説明会	令和 7 年●月●日	
第 19 条県知事 事前協議	令和 7 年●月●日	
計画案の縦覧	令和 7 年●月●日から 令和 7 年●月●日まで	
小坂町都市計画審議会審議	令和 7 年●月●日	書面開催
第 19 条県知事 本協議	令和 7 年●月●日	
決定告示	令和 7 年●月●日	